

日本共産党県会議員団の金田もとるです。会派を代表して、請願375の1『「原発ゼロ」の希望ある未来のため、女川原発の再稼働をしないように求めることについて』の請願に賛成し、また請願375の4「東北電力株式会社女川原子力発電所二号機の再稼働にかかる早期理解表明に関することについて」の請願に反対して討論します。

○はじめに

今県議会では、女川原子力発電所二号機の再稼働をめぐって、代表質問、一般質問、全員協議会、そして環境福祉委員会の議論においても、再稼働を推進・容認する方々も「原発の安全性が大前提」であることと「広域避難計画を実効性のあるものとする」ことを強調されていました。

あらためて、

原子力規制委員会の「新規性基準」に合格したと言っても、あくまでも理工学的な基準についての審査であり、原発そのものの安全性を保障するものでないことは、規制委員会に関わる当事者も認めるところです。そして、住民説明会の場でも出された広域避難計画についての具体的な疑問・不安は尽きず、今議会でも各議員から会派を問わず出されたところです。

この状況に鑑みれば、到底、広域避難計画が実効性のあるものと言える状況にはなく、再稼働にかかる早期理解表明を示しうる状況にはないと判断すべきです。少なくとも現在考えられる全ての準備を終える前に再稼働を決めるのは早計にすぎます。

知事自らも、10月19日に来県された小泉進次郎原子力防災担当大臣に対し「避難計画の実効性をめぐっては、住民説明会や県議会から本当に厳しい意見が出されている」と伝えて国の責任ある対応を求めています。東北電力自身が安全対策に関わる追加工事は少なくとも2022年4月までかかるとしている今、早期の理解表明は将来に禍根を残すこととなります。

○請願審査の「経過」に関わる問題点

この2件の請願審査については、当該の常任委員会「環境福祉委員会」での審査の経過についても看過できない問題が生じました。女川原発二号機の再稼働をめぐっては、地元紙の調査でも県民の6割から7割が再稼働反対と答える状況と、その是非を巡る県民投票条例案を二度にわたって否決してきた県議会との間でねじれが生じている状況です。それだけに、県議会では熟議を尽くすことこそが求められていました。過酷事故を引き起こした福島第一原発と同じ沸騰水型の女川原発二号機再稼働に関わる判断は、今後の宮城県のみならず、将来の日本の在り方を左右するものでもあります。住民のいのちと安全、地域経済のありかたをめぐって議論を尽くすべく、みやぎ県民の声、日本共産党、社民党、無所属の会の4会派代表は10月2日に共同で①それぞれの請願者による趣旨説明の実施②有識者の参考人招致③より多くの県民の傍聴に配慮した会場設定を議長ならびに環境福祉委員会委員長に申し入れを行っていましたし、4会派に所属する環境福祉委員会委員3名も委員長に重ねての申し入れを行っていました。また、市民団体を代表する方々からも同趣旨での申し入れが議長並びに委員長に対して行われていました。

しかしながら、この要望事項はいずれもかなえられませんでした。同様の請願・陳情が出された女川町議会、石巻市議会では行われていた請願者による趣旨説明すら行われなかったことは大きな問題です。

○請願の内容に関わって

請願 375 の 4 の請願はその理由の一つに、原子力発電所の利活用が我が国の温暖化対策の柱であることを挙げていますが、今、各国では省エネ・断熱技術の活用、蓄電システムの改良、再生エネルギーの開発こそが温暖化対策のかなめとなっています。日本が成長戦略の目玉として推進してきた原発輸出戦略がすべてとん挫した背景でもあります。いまだに原発再稼働と石炭火力に固執し、原発優先で再生エネルギーの利活用にストップをかける、或いは接続抑制をかけるような国の姿勢は改めるべきです。国は CO2 削減の面でも安全性と採算性の両面から再生可能エネルギーへの転換に本腰を入れて進めることが求められています。

また、もう一つの理由に原発が女川町の経済循環に果たす役割、女川町の中長期的発展ならびに地域経済活性化に繋がると主張されていますが、再稼働せずとも廃炉作業中の 30 年から 40 年の間は労働者の雇用が継続され、付随する経済効果もそう変わりません。この期間にこそ、原発に依存しないまちづくりを考え、実践すべきです。

今、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分地選定で北海道の寿都町（すつつちょう）と神恵内村（かもえない村）が文献調査に参加する意向を相次いで表明し、両町村はまさにマチ・ムラを二分する状況に置かれています。

国は、巨額の交付金で最終処分場に応募させるといふ、自治体の財政難につけ入るやり方はやめるべきです。原発マネーに依存したまちづくりがもたらすもの、もたらしたものはなにか？ 福島第一原発事故の被災地の一つ双葉町は、「原子力 明るい未来のエネルギー」との看板を掲げて原子力との共存をうたった町でした。原発事故後の惨状は、皆さんもご存じのとおりです。積み上げてきた人生の蓄積や日常生活を奪われ、故郷に戻ることもかなわない。福島県では、原発事故により避難生活を続けている人が未だ 3 万 7 千人も残されています。このような事態を繰り返して良いはずがありません。

2013 年 9 月、当時の安倍首相は全世界に「汚染水は完全にコントロールされている」と宣言し、東京へのオリンピック招致を実現しました。~~新型コロナウイルス感染症の全世界的拡大の事態を受け、1 年延期とされたオリンピックの開催も未だ見通しが不透明な中、~~ところが、ここに来て政府は「完全にコントロールされている」はずの高濃度汚染水の海洋放出を決定しようとしています。今、福島第一原発で保管されている 123 万トンの汚染水に含まれるトリチウムの量は、同原発が事故前に海洋放出していたものの 540 年分にあたります。総量が膨大な量に上っていることに加えて、汚染水にはトリチウム以外の放射性核種の存在が確認されていること。そしてタンク内でトリチウムが有機化していることも問題視されています。魚介類が有機化したトリチウムを体内に取り込んで高濃度汚染されてしまいます。前と同じように薄めて海に放出するから大丈夫だといえるものではありません。食物連鎖を考えてみても風評被害にとどまらず、大きな実害を生じさせます。

宮城県議会は、本年 3 月に「東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の自然界放出を行わないよう求める意見書」を全会一致で確認し、国会や関係省庁に提出しています。今もこの立場に立ち切るのであれば、安易に女川原発再稼働にかかる早期理解を示すことなどあり得ません。

核のゴミは過疎地の地下へ埋め、汚染水は海へたれ流し、汚染土は全国へばらまく、そんな世界を子どもたちに残していくわけにはゆかないのであります。

広域避難計画の実効性についても改めて2点指摘いたします

1点目は「緊急時対応」の根幹とも説明されている「2段階避難」、「屋内退避」の問題についてです。

東電福島第一原発事故の教訓の一つとして、高齢者や傷病者等の要配慮者の中に、過酷な避難行動が原因で亡くなられた方がおられたことから、避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があることは、理解できます。しかし、その場合であっても、屋内退避先としては原則「放射線防護対策施設」であることが求められます。15回も連続して改悪されてきた「原子力災害対策指針」が「放射源から比較的離れた区域ではまず屋内退避を実施すること」を掲げ、UPZ圏内の住民に十分な放射線防護対策が施されていない一般木造家屋であっても「屋内退避」を原則と押し付け、被ばくを強いるのは誠にもって罪深いと言わざるを得ません。

本年3月に「暫定版」として示された「原子力災害発生時の防護措置」の中ではセシウム137の放出量を100TBqと仮定しての事故シナリオで、追加の防護対策をとっていない自然換気の建屋での屋内退避の場合、内部被ばく量は屋外滞在時との比較で3割強の低減に止まるとされ、7割弱の被ばくが前提とされています。乳幼児や妊産婦への影響は軽視できないレベルです。また、そもそも、放出される放射性物質をセシウム137に限定し、その放出量を福島原発事故の100分の1の100TBqと設定するシナリオにも疑問が呈されています。

さらに「新型コロナウイルス感染症」との関係についてです。

今般、住民説明会で説明されている「女川地域の緊急時対応」は、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、感染症対策も反映させて本年6月17日に改定されたものですが、現場での見直し改定作業はまだ途上にあることが13日の環境福祉委員会時の内閣府担当者の言葉から明らかになりました。すなわち、

①PAZ内及びその周辺の放射線防護対策施設の設置状況について、7か所の防護対策施設で最大約800人収容可能としているが、感染症流行下での同施設での収容可能人数は何人としているのか？との質問には答えられず、

②また、UPZ圏内住民の一時移転についても、避難対象者195,457人に対し、避難先の受け入れ可能人数は平時では265,106人となっているが、感染症流行下での受け入れ可能人数は何人となっているのか？との質問にも現在「調整作業中」としか答えられませんでした。

※過日の富谷市議会では、石巻市から2,620人を受け入れる計画について、感染症流行下では平時の3割から4割程度の受け入れとなると当局が答弁しています。

内閣府として全体の受け入れ可能人数の再把握は行っているのか？との質問に対し、現在「調整作業中」としか答えられない。これが総理大臣を議長とする国の原子力防災会議で「具体的かつ合理的」となっているとして承認された緊急時対応の実態です。とても「総合的かつ俯瞰的」に評価が行われたとは思えません。

重ねて申し上げますが、避難者の受け入れひとつとってみても「少なくとも現在考えられる全ての準備が終わっている」とは到底言えない状況です。

9月24日の全員協議会の場で、「そもそも原発再稼働は国の方針であり、・・・原子力政策にかかる最終的な責任は、国全体で負うことで良いか？」と確認を求められた資源エネルギー庁の担当者は、「万が一の事故が起きた場合には、政府として・・・関係法令に基づいて、責任を持って対処することだと思っている」と答えていました。

しかしながら、国は9月30日に出された「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の仙台高裁判決（国と東電の責任を認め、約10億1千万円の支払いを命じた判決ですが、）これを不服として10月13日に最高裁に上告しました。高裁で断罪されてもなお、自らの責任を認めようとしない姿勢は厳しく指摘されなければならないと考えます。

賢明なる議員の皆様におかれましては、国の方針、国策の前に立ち竦むことなく、個人の良心を基に住民の生命、安全を守るうえで何が必要なかを判断していただきたい。

9年7ヵ月前の東日本大震災の発災、テレビ画面を通して見た福島第一原発が吹き飛ばす光景を思い起こしていただきたい。

以上、請願375の1「『原発ゼロ』の希望ある未来のため、女川原発の再稼働をしないように求めることについて」の請願は採択されるべきもの、また請願375の4「東北電力株式会社女川原子力発電所二号機の再稼働にかかる早期理解表明に関することについて」の請願は採択されるべきではないと強く申し述べて、私の討論といたします。

(4679文字)